

京 都 大 学 大 学 文 書 館 利 用 等 要 項 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(移管元の組織等の利用)</p> <p>第27 国立大学法人京都大学（以下第31第2項において「本学」という。）の役員又は職員が、その所掌事務又は業務を遂行するために特定歴史公文書等の利用を申し出る場合には、身分証の提示とともに、所定の利用申込書の提出を求めた上で、これに応じるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(保存及び利用の状況の報告等)</p> <p>第29 } (略)</p> <p>2 }</p> <p>(利用等要項の備付等)</p> <p>第30 (略)</p> <p>(研修の実施)</p> <p>第31 } (略)</p> <p>2・3 }</p> <p>(実施規程)</p> <p>第32 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(移管元の組織等の利用)</p> <p>第27 国立大学法人京都大学（以下第32第2項において「本学」という。）の役員又は職員が、その所掌事務又は業務を遂行するために特定歴史公文書等の利用を申し出る場合には、身分証の提示とともに、所定の利用申込書の提出を求めた上で、これに応じるものとする。</p> <p>2・3 (同 左)</p> <p>(保存及び利用の状況の報告等)</p> <p>第29 } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>(紛失等への対応)</p> <p>第30 <u>大学文書館長は、特定歴史公文書等の紛失、誤廃棄又は目録の重大な誤りが明らかとなった場合は、その旨を直ちに内閣総理大臣に報告しなければならない。</u></p> <p>2 <u>大学文書館長は、速やかに被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるとともに、その講じた措置及び目録に必要な修正について、内閣総理大臣に報告しなければならない。</u></p> <p>3 <u>大学文書館長は、前項の規定に基づき内閣総理大臣に報告した場合には、これを公表するものとする。</u></p> <p>(利用等要項の備付等)</p> <p>第31 (同 左)</p> <p>(研修の実施)</p> <p>第32 } (同 左)</p> <p>2・3 }</p> <p>(実施規程)</p> <p>第33 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この要項は、令和3年7月28日から実施する。</p>